

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 50 年 9 月まで

私の夫は、私が病気療養をしていた昭和 40 年代後半の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によれば、申立人の夫は自身の申立期間①の国民年金保険料を、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施されていた第 2 回特例納付制度により納付しており、国民年金被保険者台帳によれば、申立期間①直後の 46 年 10 月から 48 年 3 月までの申立人及びその夫の保険料は、共に第 2 回特例納付制度の開始直前である同年 12 月に納付されていることから、申立期間①の保険料についても夫と同様に第 2 回特例納付制度により納付されたものとみるのが自然である。

一方、申立期間②については、当該期間の保険料を納付していたとする夫から聴取できないため、保険料納付の状況が不明である上、夫についても当該期間の大半は未納である。

そのほか、申立人の夫が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、将来に備えて、昭和 52 年 6 月頃に A 市 B 区役所で国民年金に加入し、53 年頃に C 市へ転居するまで国民年金保険料を同区役所で納付してきた。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 52 年 6 月に国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者となる前月の 61 年 3 月までの国民年金保険料を全て納付しており、申立期間が 3 か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年9月まで

私は、将来のことを考え、昭和47年11月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、50年4月にB市C区(当時)に転居した際に国民年金の住所変更手続を行い、私又は夫が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月4日に国民年金の任意加入手続を行った後は、申立期間を除き、第3号被保険者となる直前の61年3月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する昭和47年11月22日発行の年金手帳には、A市からB市C区に50年4月6日に住所変更したことが記載されており、特殊台帳では、変更年月日「50.4.7」、旧管轄事務所「A」、移管年月日「50.7.10」と記載されていることから、申立人が住所変更手続を適切に行ったことが推認でき、申立人の年金に係る意識の高さを考えると、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年11月30日から51年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月30日から51年10月20日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年11月30日から51年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年9月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和51年2月29日より後の同年10月8日付けで、申立人を含む13人について同社における資格喪失日を遡って50年11月30日とする資格喪失届が受け付けられていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によれば、A社は、当該期間において法人格を有しており、また、同僚等の雇用保険の加入記録から、常時従業員が勤務していたことが確認できるため、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、昭和51年2月29日に同社を適用事業所でなくする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人の資格喪失日に係る記録を昭和50年11月30日に遡って記録する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日で

ある51年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和51年10月1日から同年10月20日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、同年9月30日にA社を離職し、同年10月1日からB社で加入していることが確認できることから、当該期間のA社における申立人の勤務を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「2007年冬年末賞与」に係る明細書及びB社から提出された平成19年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿等により、申立人は、同年冬に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の賞与支払日については、同僚の総合口座通帳における振込日から、平成19年12月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

A社でB職として勤務していた期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司は、A社では、賞与支給の際は給与と合算して銀行振込みがされていた旨供述しているところ、申立人は、申立期間の賞与額は翌年の賞与額と同程度であったとしており、申立人から提出された普通預金元帳によると、賞与の支給があった平成17年7月の給与振込額と16年12月の給与振込額はほぼ一致すること及び同年12月に同社から、他の月の給与振込額の倍近くの金額が振り込まれていることが確認できることから、申立人は、申立期間に賞与が支給されていたことが認められる。

また、上記申立人の主張及び普通預金元帳の振込額並びに申立人が申立期間当時に居住していた市役所から提出された平成16年の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額等から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、上記普通預金元帳に記載のある平成16年12月20日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記普通預金元帳の振込額及び平成16年の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額等から推認できる賞与額及び保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月19日

年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の賞与の記録が漏れていることを知った。申立期間に賞与が支給されていたと記憶しており、平成15年冬期賞与明細書を添付するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された平成15年冬期賞与明細書により、申立人は、A社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人から提出された給与の支給に関する資料によると、「賞与は入社1年経過の後実績により年間2～4ヶ月」と記載されており、当該期間は入社後1年未満であることから、賞与は支給されない期間であると考えられる。

また、上記のとおり事業主から回答が得られないことから、申立期間①に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除された事実を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 17 年 12 月分賞与明細書及びA社から提出された給与台帳（平成 17 年 12 月 10 日賞与）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、30 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していないこと及び当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年10月までの期間及び56年4月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年10月まで
② 昭和56年4月から60年12月まで

私の母は、時期ははっきりと覚えていないが、父が退職した昭和59年か60年頃までには、それまで私が納付していなかった国民年金保険料を父のボーナスから納付してくれ、その後の保険料は私が納付していたので、私の年金記録は全て埋まっているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が退職したとする昭和59年又は60年頃までに、申立人が納付していなかった国民年金保険料を申立人の母親が父親のボーナスから納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得の処理日から63年3月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、昭和63年2月25日付けで再交付されている申立人の年金手帳には厚生年金保険の記号番号及び上記の国民年金手帳記号番号が記載されており、国民年金の記録のページには、申立期間に係る資格取得年月日及び資格喪失年月日が記載されているが、この記載は申立期間に係る保険料の納付を示すものではない。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から51年3月まで
私の妻は、結婚した昭和51年10月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、遡って納付できる2年分の国民年金保険料を3回か4回に分けて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「結婚した昭和51年10月頃に夫の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を3回か4回に分けて納付した。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、53年3月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該記号番号が払い出されるまで、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 5 月頃に市役所へ行って、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金記録を管理する番号については、平成 9 年 1 月に国民年金、厚生年金保険及びその他の公的年金を共通の一つの番号で管理する基礎年金番号制度が導入され、それまでは、それぞれの年金制度で別々の番号が払い出されていた。このため、申立人が主張するように、昭和 60 年 5 月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、申立人が申立期間前に加入していた厚生年金保険の記号番号とは別に国民年金の手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立人の国民年金及び厚生年金保険の記録は申立人が加入していた厚生年金保険の記号番号に基づき付番された基礎年金番号により管理されている。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年7月まで
私は、平成7年4月頃、当時居住していた区の出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、私の妻が私の国民年金保険料を当該出張所又は郵便局で毎月納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月から基礎年金番号制度が導入され、8年12月時点で加入していた公的年金の番号が基礎年金番号として付番されるところ、9年1月時点で申立人に対し基礎年金番号は付番されていないほか、申立人が同年8月に厚生年金保険に加入したことにより、申立期間直前まで加入していた厚生年金保険記号番号を基に同年9月5日に付番されているなど、申立人が申立期間当時、国民年金に加入した状況は見当たらない上、当該基礎年金番号において申立期間は未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号より前の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和55年4月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録では、54年10月に遡って国民年金被保険者資格を取得し、59年10月に同資格を喪失しているところ、申立期間において同資格を再取得した形跡は無く、平成20年7月15日に上記基礎年金番号へ統合されている。

さらに、申立期間当時に申立人に対して、別の手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私の母は、当時、大学生であった私の将来のことを考え、私が20歳になった平成2年*月に私の国民年金の任意加入手続を区の出張所で行い、その後は毎月、出張所又は金融機関において、私の国民年金保険料を母自身の保険料を含む家族の保険料と一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった平成2年*月に申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その兄と連番で払い出されており、オンライン記録における当該記号番号の資格取得日の処理日から平成3年8月頃に払い出されたと推認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、大学生が国民年金の強制加入被保険者となった「平成3年4月1日」と記載されていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、母親は、申立人兄弟の年金手帳はそれぞれ1冊であり、上記手帳記号番号以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、当時、大学生であった私の将来のことを考え、私が 20 歳になった昭和 62 年*月に私の国民年金の任意加入手続を区の出張所で行い、その後は毎月、出張所又は金融機関において、私の国民年金保険料を母自身の保険料を含む家族の保険料と一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が 20 歳になった昭和 62 年*月に申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その弟と連番で払い出されており、オンライン記録における当該記号番号の資格取得日の処理日から平成 3 年 8 月頃に払い出されたと推認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、大学生が国民年金に強制加入被保険者となった「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、母親は、申立人兄弟の年金手帳はそれぞれ 1 冊であり、上記手帳記号番号以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 25 日から 19 年 3 月 1 日まで
② 平成 19 年 11 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年分から 22 年分の給与所得の源泉徴収票、B市から提出された申立人に係る 14 年から 17 年所得分の給与支払報告書（個人別明細書）及び同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元事業主からは回答を得られないことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記源泉徴収票及び給与支払報告書には、各年分において社会保険料等の金額の記載が確認できるところ、その内訳を確認できる資料等はない。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその妻は、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 14 年 5 月分から 15 年 2 月分までの国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人は、申立期間①及び②に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、上記源泉徴収票のうち、平成 18 年分及び 19 年分の摘要欄には、「国民年金保険料等の金額」として、18 年分は「319,200 円」、19 年分は「325,920 円」の記載が確認できるところ、31 万 9,200 円は 16 年度の国民年金保険料の二人分と、32 万 5,920 円は平成 17 年度の国民年金保険料の二人分とそれぞれ一致することが確認できる。

そこで、上記源泉徴収票及び給与支払報告書における各年分の社会保険料等の金額について、上記平成 18 年分及び 19 年分の摘要欄における国民年金保険料の金額から考えられる国民年金保険料の額に、B 市から提出された国民健康保険税の賦課金額を加えて検証したところ、19 年分及び 20 年分は一致、14 年分、17 年分、18 年分、21 年分及び 22 年分についてはおおむね一致、15 年分は国民健康保険税の賦課金額と一致することが確認できる。また、16 年分については、国民年金保険料の額と申立人に係る国民健康保険税の賦課金額の合計額との差額は数万円であるが、申立人が A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額との差額は、十数万円になることが確認できる。

また、B 市から提出された申立人に係る平成 23 年分所得税の確定申告書にも社会保険料控除額の記載が確認できるところ、同市は、当該額は全額国民健康保険料である旨回答している。

これらのことから判断すると、上記源泉徴収票及び給与支払報告書に記載されている各年分の社会保険料等の金額は、厚生年金保険料を含む社会保険料額とは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 5 日から 24 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入資格があるにもかかわらず、同社が私の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行ってくれなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。同社は、平成 26 年 6 月に、遡って資格取得届を提出したが、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された個人別給与台帳及び給与所得の源泉徴収票並びに年金事務所が保管しているA社から提出された「遅延理由書」等によると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記個人別給与台帳によると、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 15 日から 53 年 10 月 16 日まで

A社の出版部で勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。会社の手続誤りと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係るA社の退職証明書等から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、同社が保管していた申立人の入社日等が記載されている台帳により、申立人の入社時期は確認できるものの、ほかに資料が無いため、申立人の雇用形態並びに申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については分からない旨回答している。

また、A社及び申立人が申立期間当時の同社の経理担当者として氏名を挙げた者に申立人の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、当該経理担当者の家族は、本人が高齢のため回答できないとしており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた複数の上司及び同僚並びにA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した複数の者に照会したところ、回答のあったいずれの者も同社及び申立人の厚生年金保険の取扱いについて明確なことは分からない旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る昭和 52 年及び 53 年の国民年金保険料の領収書を提出しており、当該領収書及びオンライン記録により、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月6日から56年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、初任給は10万円と記憶しており、毎年の昇給額は標準報酬月額の昇給額より少額であったと思うので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、オンライン記録では3万9,000円から9万8,000円と記録されているが、入社当時の給与額は、当該記録よりも高い10万円であったと主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元事業主は申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る給与と支給額及び保険料控除額について確認することができない旨回答している。

また、A社の元社会保険担当の取締役二人は、同社の届出に基づき社会保険事務所（当時）が決定した標準報酬月額に基づく社会保険料を給与から控除していた旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人と同額であり、申立人より後に資格取得したことが確認できる従業員の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人よりおおむね2等級低い額で推移していることから、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であった事情は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した複数の従業員に照会したところ、回答のあった者はいずれも給与明細書を保有していないため、給与からの厚生年金保険

料控除額等について確認することができない。

その上、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡等はなく、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、現業として当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、営業として当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社は、申立期間①当時の資料は保管していない旨回答しており、当時の同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した 17 人に申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった全員が不明としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 C社は、昭和 50 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申

立期間②当時の同社の事業主に照会したが、回答を得られないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した5人に申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった全員が不明としている。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日
年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 30 日から 13 年 1 月 31 日まで
A社において勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び申立人から提出のあった預金通帳で確認できる同社からの給与振込記録から、申立人は申立期間のうち、一部期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人のように外国籍の従業員はビザ（査証）の関係もあるので、契約社員として契約していた。外国籍の契約社員の厚生年金保険については、加入させておらず、厚生年金保険料等は控除していなかった。健康保険だけは病気になったときに困るので国民健康保険に加入しその保険料を立て替えていたので給与から控除していた。」旨回答している。

また、A社の顧問社会保険労務士事務所は、「申立人は、厚生年金保険には未加入である上、当事務所が所有している申立期間中の同社に係る平成 12 年算定基礎届においても、申立人の氏名を確認することはできない。」旨回答している。

さらに、申立人は、自分と同じように契約社員として勤務していた外国籍の同僚 3 人を覚えているとしているが、A社に係るオンライン記録では当該 3 人の氏名は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。